**平成２２年（フ）第２６５０号**
東京都江戸川区船堀５丁目３－２－1005
債務者　山本かおる
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第２６６７号**
東京都小平市花小金井６丁目20－３－105
債務者　高橋　三男
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第２６６８号**
千葉県流山市南流山７丁目31－７、住民票上の住所千葉県松戸市根本115－４－301
債務者　小幡　満子
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第２６７５号**
東京都足立区江北４丁目19－10－101
債務者　畔上マサ子
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第２６７６号**
東京都足立区椿２丁目27－17
債務者　池田　美代（旧姓畔上）
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第２６７８号**
神奈川県厚木市下川入833－５
債務者　赤塚千恵子
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第３０９１号**
横浜市保土ケ谷区川島町651番地　１－202
債務者　大木　和雄
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第３４１３号**
横浜市鶴見区朝日町１丁目51番地１　エンゼルハイム日東浜公園第２　204号
債務者　小杉　明弘
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第３４１４号**
横浜市鶴見区朝日町１丁目51番地１　エンゼルハイム日東浜公園第２　204号
債務者　須貝　綾子
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１５号**
横浜市磯子区岡村８丁目17番１－301号
債務者　坂井美奈子
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１１２号**
横浜市港南区笹下３丁目27番２号　富士見荘201
債務者　吉添奈緒美
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１５８号**
横浜市旭区二俣川２丁目19番地５　サンハイツ102
債務者　會澤　英智
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１７６号**
横浜市港南区港南台２丁目１番９－806号
債務者　板津　孝代（旧姓本間）
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１７７号**
横浜市戸塚区原宿５丁目31番１－406号
債務者　小川美智子
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第２６６号**
横浜市中区松影町４丁目14番地１　泰明館421号室
債務者　秋山　　杲
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第２８３号**
神奈川県鎌倉市笛田４丁目２番26号　大塚荘
債務者　井上　元幸
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月14日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

第明治三二十種郵便物認可